

介護老人保健施設辰巳ナーシング・ヴィラ 運営規程

〔施設・(介護予防) 短期入所療養介護・(介護予防) 通所リハビリテーション〕

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団琢心会が開設する介護老人保健施設辰巳ナーシング・ヴィラ（以下「当施設」という。）が実施するサービス（施設・(介護予防) 短期入所療養介護・(介護予防) 通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「施設利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、施設利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

2 (介護予防) 短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「ショート利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、ショート利用者の療養生活の質の向上及びショート利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

3 (介護予防) 通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「通所利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、(介護予防) 通所リハビリテーション計画を実施し、通所利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 (介護予防) 短期入所療養介護では、(介護予防) 短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、ショート利用者の身体機能の維持向上を目指すと共に、ショート利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、ショート利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

3 (介護予防) 通所リハビリテーションでは、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他の必要なリハビリテーションを行い、あるいは介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて利用者が日常生活を営むのに必要な運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のためのサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、通所利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

4 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

5 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村、地域包括支援センター等と綿密

な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

- 6 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう、「目配り、手配り、心配り」をモットーにサービス提供に努める。
- 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設辰巳ナーシング・ヴィラ
- (2) 開設年月日 平成9年7月31日
- (3) 所在地 千葉県市原市辰巳台東5-5-1
- (4) 電話番号 0436-74-1311 FAX番号 0436-74-1212
- (5) 管理者名 菊池信子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1250680025号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

	介護老人保健施設サービス (介護予防)短期入所療養介護		(介護予防)通所リハビリテーション		備考 (兼務等の状況)
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者(施設長)	1人		(1人)		
医師		0.5人		(0.5人)	
薬剤師					外部委託
看護職員	4人以上	0.8人以上			
介護職員	13人以上	0.5人以上	3人以上	0.5人以上	介護支援専門員兼務
支援相談員	1人		1人		通所ハ相談員は 入所相談員兼務
理学(作業、言語) 療法士	1人以上	0.2人以上	1人	(1.5人以上)	
管理栄養士/栄養士	1人		(1人)		
介護支援専門員	1人		(1人)		介護職兼務
調理員	2人以上			1.0人以上	
事務職員	1人			0.5人以上	
清掃・洗濯職員		1.5人		0.5人	
ドライバー				2.5人	
合計	25人以上	3.5人	8人(3人)	6.5(1.5)人	

()は、介護老人保健施設サービス・(介護予防)短期入所療養介護・(介護予防)通所リハビリテーションを兼務している。

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定、口腔ケア等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーション、筋力トレーニング等の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。また心豊かになる献立を作成し、清潔で安全であるよう管理する。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は適切に施設が運営されるよう人事管理、経理他、庶務的な業務を行う。
- (11) 調理員は献立に基づいて正確で安全かつ心豊かになる食事を調理する。
- (12) 清掃・洗濯職は利用者が快適に過ごせるよう、施設内を清潔に保つための清掃を行い必要に応じて洗濯をする。
- (13) ドライバーは送迎時の運転を行う。

（入所、利用定員）

第7条 介護老人保健施設サービス入所定員数は、50人とする。

- 2（介護予防）短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護老人保健施設サービスの定員数より実利用者数を引いた数とする。
- 3（介護予防）通所リハビリテーション利用定員は、30人とする。

（（介護予防）通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第8条（介護予防）通所リハビリテーションの営業日、営業時間及び送迎実施地域は以下のとおりとする。

- (1) 日曜日及び1月1日から1月3日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時45分から午後3時45分までを営業時間とする。ただし行事により開始と終了の時間が変わることがある。

（通常の送迎の実施地域等）

第9条（介護予防）短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は

辰巳台地区、大厩地区、菊間地区、若宮地区、八幡地区、久々津地区、潤井戸地区
能満地区、ちはら台地区 ※その他の地区は相談に応じる

- 2（介護予防）通所リハビリテーションにおける通常の事業の実施地域は施設より 距離10km圏内、あるいは時間片道20分以内の区域とする。

(サービス内容)

第10条 介護老人保健施設の入所サービスは以下のとおりとする。

- (1) 居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理をする。
- (2) 理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士等による利用者にあった専門的なりハビリテーションの提供。
- (3) 救命救急医療が必要な場合の適切な医療。
- (4) 退所前及び退所後に、居宅又は他の福祉施設等で快適に生活が送れるよう、当該利用者の同意を得て居宅又は他の福祉施設等へ訪問し、当該利用者およびその家族に対して行う療養上の指導。もしくは他の福祉施設等への情報提供。
- (5) 退所後居宅において療養を継続する場合は、退所時に行う退所後の療養上の指導。

2 (介護予防) 短期入所療養介護のサービスは以下のとおりとする。

- (1) 利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される(介護予防)短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理。
- (2) 理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士等による利用者にあった専門的なりハビリテーションの提供。
- (3) 救命救急医療が必要な場合の適切な治療。
- (4) 居宅及び施設間の送迎を実施する。

3 (介護予防) 通所リハビリテーションのサービスは以下のとおりとする。

- (1) 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、運動器機能向上を図る。
- (2) (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは特別入浴介助を実施する。
- (3) (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき食事を提供し、栄養管理を行い、必要であれば口腔ケアも行う。
- (4) (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第11条 介護保険施設サービス利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
 - (3) 当施設入所利用者からは、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計1ヶ月分相当額100,000円を入所保証金として預る。
 - (4) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)参照。
- 2 (介護予防) 短期入所療養介護利用者負担の額を以下のとおりとする。
- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、居住費(滞在費)、食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の

場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

- 3 (介護予防) 通所リハビリテーション利用者負担の額を以下のとおりとする。
 - (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 食費、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 4 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、利用者ならびにその家族に対し通知するとともに事業所内の見やすい場所に掲示する。

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合施設長が判断し、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 当施設は、虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。

- (1) 虐待防止のための指針を設ける。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。),「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)を定期的(年1回以上)かつ必要に応じて開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した際の対応方法等を示した、虐待防止のためのマニュアルを整備する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めると共に、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第11条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- ・ 面会時間 14:00～16:00
(予約制:月～土 面会不可:日曜日、祝日、1/1～1/3)
- ・ 消灯時間 21:00
- ・ 外出・外泊は、リハビリにもなるので積極的にお取りいただく。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止とする。
- ・ 金銭、貴重品はなるべく持ち込まないようにして頂く。
- ・ 外泊時、(介護予防)通所リハビリテーション利用時等の施設外での受診は、原則としてやめて頂く。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、講習を修了した者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 19 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所及び通所の利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団琢心会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- (5) 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回（夏期は 2 回）、検便を行わなければならない。
- (6) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団琢心会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

平成 18 年 4 月 1 日一部改訂。

平成 19 年 11 月 1 日一部改訂。

平成 30 年 4 月 1 日一部改訂。

令和 2 年 4 月 1 日一部改訂。

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂。